川崎都市計画特別緑地保全地区の変更 (川崎市決定)

都市計画早野梅ヶ谷特別緑地保全地区ほか1地区を次のように変更する。

名称	面積	備考
早野梅ヶ谷特別緑地保全地区	約11.2ha	
王禅寺源左衛門谷特別緑地保全地区	約 2 . 5 ha	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由 別添理由書のとおり

本市では、「多摩丘陵の緑の保全と育成」を重要な施策に位置づけており、市民の理解と協力により、まとまりのある緑の保全に努めています。また、平成30年3月に改定した「緑の基本計画」においては、市域の骨格を形成する多摩丘陵を始めとする自然的環境資源の保全を着実に進めていくこととしており、市域に残る樹林地のうち、無秩序な市街化を防止するための緑地、社寺林、風致景観に優れている緑地、動植物の生息地として保全を図る緑地などについて、「都市緑地法」に基づく特別緑地保全地区、「川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づく緑の保全地域などの制度を活用しながら、市域に残された貴重な樹林地の保全を進めています。

「早野梅ヶ谷特別緑地保全地区」及び「王禅寺源左衛門谷特別緑地保全地区」は、 それぞれ麻生区早野、王禅寺の市街化調整区域内に位置し、広域的な緑のネットワークを形成する多摩丘陵を構成する緑地となっています。また、緑の基本計画によりそれぞれ「緑と農の3大拠点」、「公園緑地の拠点」に位置づけられており、周辺の里地景観を構成する要素の1つとして、優れた景観を形成するとともに、多様な動植物の生育・生息空間となっています。以上のことから、都市緑地法第12条第1項第3号口に該当し、かつ、住民の健全な生活環境を確保するために必要なものとして、区域を変更するものです。

都市計画を定める土地の区域

早野梅ヶ谷特別緑地保全地区

- (1) 追加する部分 なし
- (2)削除する部分 なし
- (3)変更する部分 川崎市麻生区早野地内

王禅寺源左衛門谷特別緑地保全地区

- (1)追加する部分 なし
- (2)削除する部分 なし
- (3)変更する部分 川崎市麻生区王禅寺地内

経 緯 書

都市計画決定(変更)の経緯

早野梅ヶ谷特別緑地保全地区

平成16年 7月16日 川崎市告示第360号により面積約1.5 haにて 都市計画決定する。

平成18年12月25日 川崎市告示第566号により面積約10.9haにて 都市計画変更する。

王禅寺源左衛門谷特別緑地保全地区

平成19年12月27日 川崎市告示第718号により面積約1.2haにて 都市計画決定する。

平成23年 7月13日 川崎市告示第430号により面積約2.2haにて 都市計画変更する。

平成28年12月 5日 川崎市告示第684号により面積約2.4 haにて 都市計画変更する。

今回の都市計画決定(変更)の経緯

早野梅ヶ谷特別緑地保全地区

令和4年7月 土地所有者から、特別緑地保全地区指定についての同意を得る。

令和6年2月 5日~ 法定縦覧

2月19日

令和6年3月21日 都市計画審議会

令和6年3月28日 告示

王禅寺源左衛門谷特別緑地保全地区

令和5年4月 土地所有者から、特別緑地保全地区指定についての同意を得る。

令和6年2月 5日~ 法定縦覧

2月19日

令和6年3月21日 都市計画審議会

令和6年3月28日 告示

新 旧 対 照 表

新旧	名称	位置	面積	備考
新	早野梅ヶ谷特別緑地保全地区	川崎市麻生区早野地内	約 <u>11.2</u> ha	
旧	早野梅ヶ谷特別緑地保全地区	川崎市麻生区早野地内	約 <u>10.9</u> ha	

新旧	名 称	位 置	面積	備考
新	王禅寺源左衛門谷特別緑地保 全地区	川崎市麻生区王禅寺地内	約 <u>2.5</u> ha	
旧	王禅寺源左衛門谷特別緑地保 全地区	川崎市麻生区王禅寺地内	約 <u>2.4</u> ha	